



健感発第 0828001 号  
平成 19 年 8 月 28 日

ペットフード工業会長 殿  
日本ペット用品工業会長 殿  
全国ペットフード・用品卸商協会会長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

狂犬病予防法に基づく犬の登録、予防注射の  
推進に関する協力依頼について

平素より狂犬病予防対策についてご協力いただき御礼申し上げます。

狂犬病は、日本の近隣諸国を含むアジアのみならず、アフリカ、北中南米、欧州など世界中で発生している疾病であり、死亡者数は毎年 5 万人以上に達するといわれています。我が国においては、昨年 11 月、フィリピンで犬による咬傷を受けて日本に帰国された方 2 名が亡くなりました。

厚生労働省では、狂犬病ウイルスが日本に侵入する可能性がある現状に鑑み、狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号。以下「法」という。）により所有者に義務付けられている犬の登録及び毎年 1 回の狂犬病予防注射（以下「予防注射」という。）等の狂犬病予防対策が適切に実施されるよう、自治体への通知、パンフレット・ポスター・ホームページによる周知啓発等について一層取り組んでいくこととしております。

つきましては、貴会におかれましても、我が国の狂犬病対策について改めてご理解いただくとともに、下記のような取組みについて貴会員への周知並びにご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 法に基づく犬の登録及び予防注射の実施、並びに鑑札及び注射済票の装着について製品のパッケージ等へ表示すること
2. 各種イベント会場、販売店等において関連のポスター、パンフレット等を掲示又は配布すること
3. 狂犬病に関する知見、犬の登録、予防注射の実施、鑑札及び注射済票の装着等についてホームページ等へ掲載すること